

世耕弘一先生著『統制流行憂多』研究の最前線

The forefront of the study of Koichi SEKO's satiric verse "Tosai Hayari Uta"
Professor Emeritus of Kindai University, Ph.D. Yasuhiko ARAKI

近畿大学名誉教授 建学史料室特別研究員 荒木 康彦

1

「禁止」処分を受けたとされる、世耕弘一先生著『統制流行憂多』に関しては、(1)オリジナルが未だに発見されていない事、(2)「禁止」処分の背景及び経緯が一次史料に依って解明出来ていない事の二点の文字通りのアポリアが存する。

(1)の点は、そこに研究・調査の次元で済まない偶然的要素も混在するので、研究・調査の方法論上の問題とは謂えない。他方、(2)の点は、純粹に研究・調査上の問題であるから、史学理論を研ぎ澄まして鋭意取り組めば、解決出来る筈と判断し、沈思を深めて史料探索を長期間に亘り孜孜として継続した結果、漸く昨年度末に決定的な一次史料を発見して、相応の解明が出来た。本稿では、この様な『統制流行憂多』に関する最先端の研究状況について論述する事にした。その点について触れる前に、(i)『統制流行憂多』の刊行から没収に至るプロセスや政治的背景、(ii)従来知られている『統制流行憂多』に関する諸史料を悉く挙げて、その関係性を明らかにしておく

たい。

先ず、(i)に関して、その当時の一般的政治情勢²を交えつつ年表風に提示すれば、次の如くになる(ゴシック体は世耕弘一先生関係)。

昭和七年二月二十日の第十八回衆議院総選挙で和歌山県二区に於いて立憲政友會(以後、政友會と略称)公認にて三、一一一票を獲得して、当選。

昭和七年五月十五日、「五・一五事件」勃発し、犬養毅首相殺害され、その結果、政党内閣である同内閣の倒閣。昭和七年五月二十六日、斎藤実内閣が挙国一致内閣として成立。

昭和七年九月十五日、斎藤内閣、「満州國」を承認。
昭和九年七月八日、岡田啓介内閣成立。

昭和九年九月一日発行の政友會機関誌『政友』第四百九號に論説「岡田風船玉内閣」を掲載。
昭和十年十一月一日発行の政友會機関誌『政友』第四百二十五號に論説「岡田内閣の外交を鞭撻」を掲載。

昭和十一年二月二十日の第十九回衆議院総選挙で和歌山県二区に於いて

政友會公認にて六、七五二票を獲得するも次点。

昭和十一年二月二十六日、一一二六事件勃発。
昭和十一年三月九日、広田弘毅内閣成立。

昭和十二年二月二日、林銑十郎内閣成立。
昭和十二年四月三十日の第二十回衆議院総選挙では和歌山県二区において政友會公認にて九三六九票を獲得して当選。

昭和十二年六月四日、第一次近衛文麿内閣成立。
昭和十二年十月二十三日、「企畫院」設置され、戦時統制体制構築の帷幕となる。

昭和十二年十一月、日独伊三国防共協定調印。
昭和十二年十二月一日発行の政友會機関誌『政友』第四百四十六號に論説「英國不可解なり」を掲載。

昭和十三年三月一日印刷納本・昭和十三年三月五日発行の『國家總動員法 法案の内容と解説 附・ドイツ國家總動員法(銀座書房)(シリーズ名は「銀座書房のパンフレット」)を上梓。

昭和十三年三月三十一日、國家總動員法公布。
昭和十四年一月一日発行の政友會機関誌『政友』第四百五十九號に論説「企畫院の思想?」を掲載。

昭和十四年一月五日、平沼騏一郎内閣成立。
昭和十四年八月三十日、挙国一致内

閣として阿部信行内閣成立。
昭和十四年十月十六日、價格等統制令公布。

昭和十五年一月十日発行の政友會正統派による『立憲政友』第十號に論説「諸事統制廃止之事」を掲載するも、同月十三日「削除」処分を受ける(警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾五號)。

昭和十五年一月十六日、米内光政内閣成立。
昭和十五年二月二日、第七十五回帝國議會に於ける立憲民政党の衆議院議員斎藤隆夫(一八七〇-一九四九)の所謂「反軍演説」。爾後、各党の解党の動き強まる。

昭和十五年五月三十一日、衆議院議員世耕弘一作『統制流行憂多』は「禁止」処分を受ける(警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾八號)。
昭和十五年七月二十二日、第二次近衛文麿内閣成立。

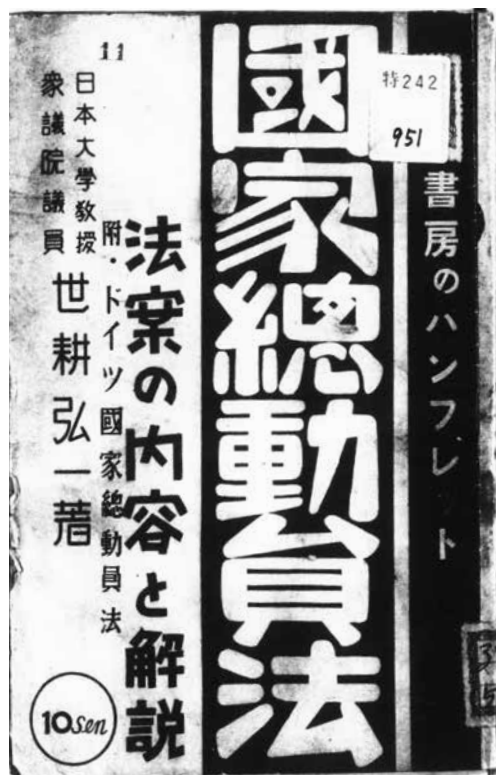
ここで、補足的に言及しておかねばならないのは、立憲政友會正統派及び『立憲政友』についてである。その背景として、立憲政友會(以後、政友會とする)の分裂がある。昭和十二年二月に総裁であった鈴木喜三郎(一八六七-一九四〇)が引退し、政友會は鳩山一郎(一八八三-一九五九)・前田米蔵(一八八二-一九五四)・島田俊雄(一八七七-一九四七)・中島知久平(一八八四-一九四九)の四人の「総裁代行委員」によって運営されていたが、議會制政治の擁護を標榜する鳩山派と親軍

的な中島派は党内に於いて対立を深めていき、中島派は昭和十四年四月三十日に臨時党大会開催を強行して、中島知久平を総裁に選出した³。

一方、鳩山派は紆余曲折を経て同年五月二十日に臨時党大会を催して久原房之助(一八六九—一九六五)を総裁に選出した⁴。ここに政友會は決定的に分裂し、中島派は政友會革新派、鳩山派は政友會正統派と称される事になった⁵。そして、政友會の機関誌であった『政友』は、昭和十四年六月一日発行の「中島總裁推戴號」(第四六三號)⁶以降、中島派の独壇場と化して、昭和十五年九月一日発行の「解党號」(第四七八號)で終刊となった⁷。政友會正統派が中心になって昭和十四年五月二十日に『立憲政友』第一號を発行したのである⁸。

2

前節で年表風に提示した『統制流行憂多』の刊行・没収に至るプロセスや政治的背景を改めて概観すると、概して世耕弘一先生は政治上の重要な節目に於いて、論説を発表して健筆を揮っていた事が看取出来る。此処で問題として俎上に載せている『統制流行憂多』及びそれに先行する「諸事統制廢止之事」以外で、特に刮目に値する著述は『國家總動員法 法案の内容と解説 附・ドイツ國家總動員法』(昭和十三年)及び「企書院の思想？」(昭和十四年)である。『國家總動員法 法案の内容と解説



日本大学教授 世耕弘一著『國家總動員法 法案の内容と解説 附・ドイツ國家總動員法』(銀座書房昭和十三年三月五日發行) 国立国会図書館所蔵(特242・951)の表紙

説 附・ドイツ國家總動員法』は、先般新たに発見し得た貴重な史料であり、縦約十九センチ・横約十二センチ、全三十七頁の小冊子⁹。なのであるが、第七十三回帝國議會で「國家總動員法」が審議中に刊行されたものである。非常に注目すべき本書の目次は、次の如くなっている。

- 一、國家總動員法とは何か
- 二、この法案の重要な論争點
- 三、國家總動員法案と関係ある帝國憲法の諸條項並に其の解説
- 四、國家總動員法案全文
- 五、ドイツ國家總動員法

「一」から「三」まで細かい分析・考察がなされているが、不思議な事に、世耕弘一先生独自の評価・結論が積極的には述べられていない。按ずるに、検閲によって、発禁・没収等を避ける為の高等戦術と判断さ

れ、しかも第三者の次の如き言葉が引用されて、著者としての意見が巧みに述べられているのであろう¹⁰。

(前略) だから此の法律を作ることに反対の人は「これは政府が議會から白紙委任状を取るのと同じことであり、言ひ換へれば議會無視であり或は憲法停止と同様である」と論難してゐるのである。

更に、「四」では「國家總動員法案」の全文が揭示され、「五」では「ドイツ國家總動員法」として、一九三三年にヒトラーが制定した所謂「授權法」(Ermächtigungsgesetz)とその後の関連法律が紹介されているのだが、その前に、次の如く述べられている¹¹。(表記は原文通り)

獨逸は一九一八年十一月勃發したる革命に依り共和國と成り、自

由主義的民主制に基礎を有する憲法、即ちワイマール憲法を發布した。然るに一九三三年一月二十日成立したるヒトラー内閣は組閣後二日目、即ち二月一日先づ國議會を解散すると共に、聯邦中、最も有力なるプロシア邦議會を解散して、同年三月三日總選舉を行ひ、此の選舉後の同月二十日議會を召集して先づ總動員法の骨子とも成るべき「國民及國家の艱難を除去する為の法律」(所謂授權法)を制定すると共に、爾後次の如き諸種の國家總動員法を公布した。(後略)

以上から按ずるに、わが国の國家總動員法の制定は「政府が議會から白紙委任状を取る」に等しく、それによって「議會無視」や「憲法停止」と同様となり、ヒトラーが「授權法」、即ちドイツの國家總動員法で議會を無視し憲法を停止してファシズムへの途を拓いたのと軌を一にするという主張が、本書では巧みに為されているのである。

次に、世耕弘一先生が所屬していた政友會の機関誌『政友』に発表された「企書院の思想？」と題する論説を俎上に載せる前に、企書院そのものについて簡単に触れておかねばならない。日中戦争が激化する中で戦時体制構築に資する為に、昭和十二年十月二十三日に「勅令第六百五十二號」で「企書院官制」¹²が公布され、「企書院ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ、平時ニ於ケル綜合國力ノ拡充運用ニ

關シ案ヲ起草シ理由ヲ具ヘテ内閣總理大臣ニ上申スルコト、「國家總動員計畫ノ設定及遂行ニ關スル各廳事務ノ調整統一ヲ圖ルコト」等の「事務ヲ掌ル」とされている。

「企畫院の思想?」は、所謂「新々官僚」(その後、「革新官僚」とも呼ばれた)が蝟集して、右記の如き戦時体制推進の中心的機関となった「企畫院の思想的解剖」を試み、「企畫院の包蔵する思想は資本主義思想か社会主義経済思想?と言ふこと」を「根本的に訊しておかねばならぬ」として、当時の企畫院の施策の幾つかを具に批判的に取り上げた上で、¹³その根本的問題として、次の二点を指摘していると謂えよう。

(1)「企畫院が現在採りつゝある國內政策」が「資本主義の是正」ならば「資本主義の強化発展策」であるべきなのに、「日本の資本主義の強化」ではなく、「資本主義の修正」への「一步」であり、これは「社会主義の前提」となっている恐れがある事

(2)企畫院で立案される法案は殆どが「國民の死活問題に關する重大法案」であるにも拘わらず國民の意を汲もうとせず「短期間に作成発布」されるものであり、従つて「慎重なる議會の審議すら」も許さず、「全く獨斷専行で然も獨善主義である」事

(1)は、真に企畫院の施策の背後にある「思想」を問題としており、自由主義を前提とした資本主義の發

展・強化を目指しているのではなく、「統制」によつて資本主義を修正する事を志向するものであり、社会主義経済に途を拓こうとするものであると喝破しているのである。(2)は、企畫院の政策の法手続上の問題を点を指摘するものであり、企畫院の立案するものは「勅令」として導入されており、國民の代表が選出された議會で審査されておらず、立法院としての議會を無視したもので、議會制民主主義ではなくて専制政治となつてしていると糾弾している。

この様に考察を進めると、ヴァイマル(Wemar)共和国の「相対的安定期」にドイツ留学されて、ヴァイマル憲法下の議會制民主主義の政治を考察されている世耕弘一先生からすれば、企畫院は議會制民主主義を否定して、國家總動員法の制定とそれによる施策によつて戦時体制構築を推進しており、ドイツと同様に、日本をファシズムの淵に追い遣る危険を孕んでいるのである。それ故に、斯かる時流に竿差す企畫院が、議會制民主主義を擁護する世耕弘一先生の政治上の正面の対立者になつていくのは、正しく必然的であつたのである。

世耕弘一先生の企畫院に対する斯かる批判は、畢竟、そこに蝟集する「新々官僚」「革新官僚」とも呼ばれるようになる)への批判にもなる事に想いを輸さねばならない。そして、この点こそは、先に第一節で指摘した先生の岡田内閣に対する手

厳しい諸批判とも関連性を持つていたのであり、そして逆に先生の「諸事統制廃止之事」及び「統制流行憂多」に対する執拗な弾圧に繋がつていく、と判断される。

前述の如く、昭和七年五月十五日の「五・一五事件」によつて、犬養首相が殺害されて、政党内閣である同内閣が倒閣したのだが、挙国一致内閣としての後継の齋藤実内閣は政党に立脚しないものであり、政党勢力が相対的に後退する局面で官僚がそれに相応して独自の動きを示し始めるのであり、つまり「新官僚」の現出とされている¹⁴。だが、軍部との関係性のあつた「新官僚」は、昭和十一年の二・二六事件に間接的に関わつた面もあつたようであり、これを契機にして「新官僚」の存在は希薄になつていく¹⁵。

先に挙げた世耕弘一先生の批判か

3

次に(ii)についてであるが「統制流行憂多」の基になつた「諸事統制廃止之事」について、先ず言及しておかねばならない。

従来知られている限りでは、「諸事統制廃止之事」の存在を指摘する、可信性(Glaubwürdigkeit)の高い唯一の史料は、警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾五號(昭和十五年二月)²²掲載の「諸事統制廃止之事」に関する記述であり、そこには「削除」処分の理由が次のように記されている。

立憲 政友 一月十日附 東京市立憲政友會情報部發行 一月十三日削除

「諸事統制廃止之事」(衆議院議員世耕弘一)ト題スル記事ハ國家總動員法ニ基ク現行統制經濟ヲ攻撃シタル全面的經濟統制反對論ナルガ、スル思想ノ宣傳ハ國策遂行上支障アルモノト被認タルニ因リ二四及二五頁削除

らも推測されるように、岡田内閣は弱体だとの批判があり、これを補強する意味合いから、昭和十年五月十日に勅令第百十八號¹⁶により内閣審議會が、その事務局として勅令第百十九號¹⁷により内閣調査局が設置され、後者に各省の新進氣鋭の官僚が結集することになる¹⁸。林内閣の時代の昭和十二年五月一三日に勅令第百九二號¹⁹により内閣調査会は廃止されて企画廳が発足したが、それが昭和二年五月二六日に勅令第百三九號²⁰により設置されていた資源局と合体して、前述の如く昭和十二年十月二三日に企畫院が成立した。日中戦争が本格化する中で、戦時統制体制構築の為の拠点である同院に蝟集するのが、親軍的な一面を持つ「新々官僚」、すなわち「革新官僚」と称せられる存在だったのである²¹。

『立憲政友』の「第一〇號」の「二四及二五頁」に掲載されていた「諸事統制廃止之事」が「削除」処分とされたのは、「國家總動員法ニ基ク現行統制經濟ヲ攻撃シタル全面的經濟統制反對論」が「國策遂行上支障アルモノ」とされたからである。

『官報』昭和十三年四月一日
第三千七百七十一號第一頁掲載の「法律第五十五號 國家總動員法」(昭和十三年三月三十一日公布)²³は、第拾九條で「統制經濟」について、次の様に規定している。

第拾九條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上
必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價
格、運送賃、保管料、保険料、賃貸料又ハ
加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ
得

同條で言及されているのが、具体的には、例えば、昭和十四年十月十六日に公布された勅令七百三號「價格等統制令」等という事になっていく²⁴。そして、「國家總動員法」の第二十條では、同法運用の上で、「出版物」の掲載に付いての「制限又ハ禁止」処分に關して、次の様に規定されている。

第二十條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上
必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新
聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ
禁止ヲ爲スコトヲ得
政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル
新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ國家總動員
上支障アルモノノ發賣及頒布ヲ禁止シ之
ヲ差押フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併
セテ其原版ヲ差押フルコトヲ得

更に、同法の第二十條に違反した場合の罰則について、第三十九條において、次の様に規定されている

第三十九條 第二十條第一項ノ規程ニ依ル
制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙
ニ在リテハ發行人及編輯人、其ノ他ノ出
版物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以

下ノ懲役若ハ禁固又ハ二仟圓以下ノ罰金
ニ處ス

新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實際
編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ署名
シタル者亦前項ニ同ジ

ここで重要な事には、前掲の警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾五號では「削除」処分を受けた理由の後に、「諸事統制廃止之事」の次の様な抜粋分が掲載されているのである。(表記は原文通り)

(前略)物價高ければしまつする、高ければ物よけつくる、そこで市場も繁盛し、物の不足も充たされて、公正相場が顔を出す。物安ければよけ使ふ、消費節約逆となる、公正相場の低價格、物の消費を助長する。(中略)物の不足を充すには、高物價より外はない。低物價では物出来ぬ。不景氣政策、低物價、この道理をわきまへよ。(中略)あれも統制これもぞと、統制はやはりはもう懲りた。統制止めて、自由相場に建て直せ、時局を救ふ近道ぞ。(中略)聞け國民の要求を！耳傾けよ民の聲。

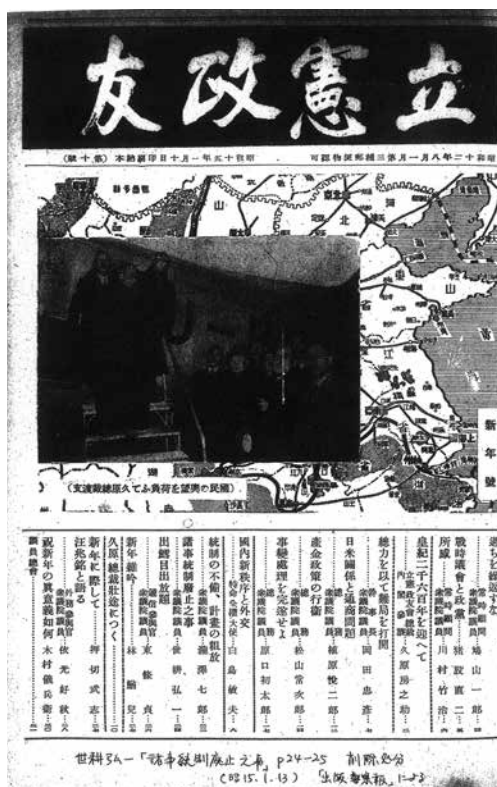
先ず國動法やめてくれ、國民が、履行出来ない法律は、無益有害の法令ぞ、官僚獨善で、こしらへあげた法令を無理に通して國動法、このま、呑めば、生命取り。(中略)道理のあはぬ政治して、國は栄へぬ、民は泣く、金があつても物買へぬ。物のある時、買はにや損、食つてゆかれぬ世となりぬ。餓鬼の仕打ちと言ふなかれ、物の買ひため無理はない。あすの政治が氣にかゝる。民の心が落ちつかぬ。道理じゃ無理じゃ胸せまり、あすの日本が思はれる。(中略)苦心さん懨懨けずり、四百餘州を攻めとつて、守りかためた人達にこんな泣きごと聞かさりよか、無理は言ふまい我慢する、支那を治めるそれまでは、とは言ふもの、次々に、發令される統制令、咽しめられる思ひする。

あ、統制令やめてほし。(中略)けちな統制令けつとばせ、モ一ロ一内閣踏みつぶし、強力内閣樹立して、我春た、へん一億民！
(下略)

従つて、ここで浮上するアポリアは、当該「諸事統制廃止之事」が掲載されたとされている『立憲政友』第十號そのものが、従来確認されておらず、前掲の警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾五號(昭和十五年二月)三十八

頁の記述通りか否かさえ判断出来ないという事である。種々の調査の結果、東京大学大学院法学政治学研究所附属近代法政史料センター所蔵「明治新聞雑誌文庫」のみに『立憲政友』第十號が収録されている事を見出し、複写依頼して届いた同號を閲覧した処、事実、「昭和十五年一月十日印刷納本」の『立憲政友』第十號表紙（奥付には「印刷納本 昭和十五年一月八日」）発行昭和十五年一月十日」となっている）に掲載された目次には「諸事統制廃止之事………衆議院議員：世耕弘一」と印刷されているのを確認出来て雀喜したのも束の間、表紙の下部に次の如き書込みがあり、唾然とせざるを得なかつた。

世耕弘一「諸事統制廃止之事」P24-25 削除処分
 (昭15.1.13)「出版警察報」による



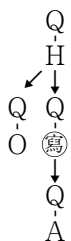
『立憲政友』第十號（東京大学大学院法学政治学研究所附属近代法政史料センター所蔵「明治新聞雑誌文庫」収録）の表紙

そして、複写された同號を紐くと、事実、「諸事統制廃止之事」は見出せなかつた。詰まり、警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾五號（昭和十五年二月）三十八頁の記述通り、「二四及二五頁削除」の事実が見出せた（！）に過ぎなかつた。その後東京大学大学院法学政治学研究所附属近代法政史料センター以外で、『立憲政友』第十號が所蔵されていないかを調査したが、徒勞に帰した。そこから按ずるに、『立憲政友』第十號の当該頁が削除されたに止まらず、同號そのものが殆ど廃棄さるといふ甚だしい弾圧を受けたという事なのである。世耕弘一先生が、『立憲政友』第十號の出版主体である「立憲政友會情報部」に提出された原稿は、無論、現存の可能性は極めて低いから、今後も『立

憲政友』第十號を探索するより途は無いであろう。次に、『統制流行憂多』についてであるが、従来知られていた史料としては、次の様なものがある。

- (A)『回想 世耕弘一』「小伝」収録の『統制流行憂多 衆議院議員 世耕弘一』（以後、Q・Aと略称）²⁵
- (B)警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾八號 収録『統制流行憂多』の件（以後、Q・Bと略称）

Q・Aは『統制流行憂多』の全文の翻刻史料であるという点で非常に重要であるのだが、その依拠する具体的な史料が何であるかが、詰まり来歴（Herkmitt）が不明であった。然るに、最近になって世耕弘一先生の東京都池袋の旧宅で、『統制流行憂多 衆議院議員 世耕弘一』（以後、Q・Aと略称）なる青焼き複写物が発見された。²⁷ Q・AはQ・Aと同一内容であるから、Q・AはQ・Aに基づくものと判断して大過ないであろうが、Q・Aと『統制流行憂多』衆議院議員 世耕弘一のオリジナル（以後、Q・Oと略称）やその本来の手稿史料（以後、Q・Hと略称）との関係性を、今後、史学理論に則って詳しく分析する必要があると不可避となる。これらの関係性の図式を取敢えず簡単に示せば、次の如くなるか。



そして、Q・Bの内容を掲げると、次の通りである。

統制流行憂多

衆議院議員 世耕弘一作

五月卅一日禁止

本書（三五版一六頁活版刷）ハ、東京市豊島區池袋一ノ二居住和歌山縣第二區選出衆議院議員世耕弘一ニ依リ阿部内閣時代秘密出版サレタルモノト認メラレ曩ニ「諸事統制廃止之事」ト題シ、立憲政友一月號二四、二五頁掲載全文削除處分ヲ受ケタル記事ト全ク同一内容ノモノニシテ、全面的ニ統制經濟消費節約低物價政策、國家總動員法施行其ノ他諸國策ニ反対ヲ表明シ、自由主義經濟ヲ謳歌強調シタル露骨極端ナル歌詞ハ徒ラ二人心ヲ刺戟シテ社會不安ヲ醸成シ國民ニ政治不信ノ念ヲ生ゼシムル處アルニ因リ禁止。

Q・Bは印刷物であるから、これが立脚するところの、内務省警保局で作成・保管されていた史料（以後、Q・Xと略称）が存在した可能性がある。それらの、関係性の図式を、史学理論に則り明示すれば、次の如くなる。



終戦後に連合国(軍)最高司令官
総司令部(GHQ)によって押収さ
れ、その後にアメリカ合衆国側から
返却されて国立公文書館に保管され
ている文書群の中に、内務省警保局
関係史料を見出した。同局が押収さ
れる事を懸念して、文書を大量に処
分したともされる事を裏付けるが如
く、同局の文書は網羅的には残って
いない様である。

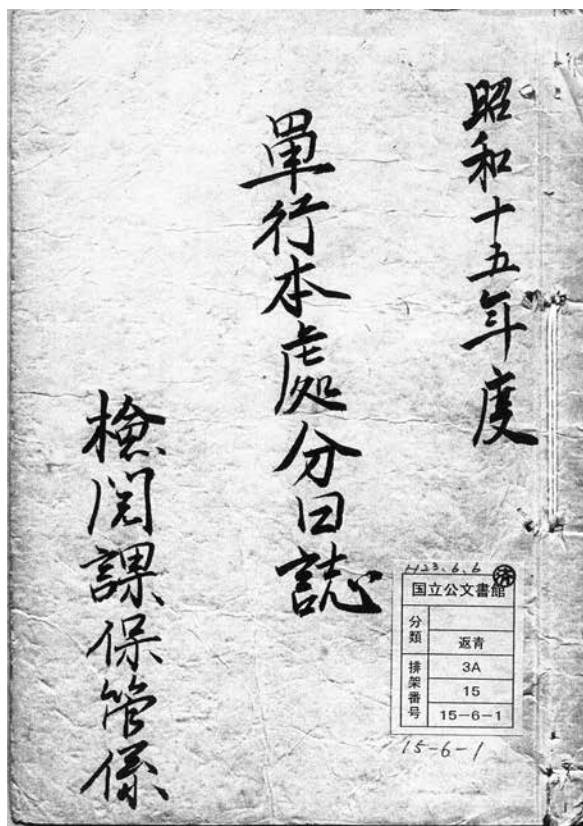
しかし、同局の構成を詳しく調査
して「内在的」(immanent)理解を
深め、存在が想定されるQXを残
した可能性がある同局の課・係を絞
り込む作業をしたところ、同局検閲
課保管係が浮上した。そこで、同局
検閲課保管係関係史料を精査した結
果、同局検閲課保管係が作成した文
書群の中にQXと思しき史料を発
見する事が出来た。

決定的に重要な史料QX収録の
ものが、『昭和十五年度 単行本處
分日誌 検閲課保管係』²⁸という冊子
であり、サイズは縦約二十一・五セ
ンチ・横約十五・五センチで、三十
六丁(表表紙・裏表紙を除く)から
成り、閉紐で括られている。「著譯者」
「題名」「発行日附」「號數」「處分月
日」「型種」「頁數」「處分種別」「發
行地(所)名」「納本申報ノ區別」「手
配要領」「適用」「取扱者印」「起案
月日」の欄が印刷されており、「統
制流行憂多」の場合は七丁表冒頭部
に次の如く記載されている。

「著譯者」には「衆議院議員世耕

弘一」、「題名」は「統制流行憂多」、「發
行日附」は「不明」、「號數」は「第
一號」、「處分月日」は「五月三十一
日」、「型種」は「三五版」、「頁數」
は「一六頁」、「處分種別」は「安寧
風俗」が縦線で消されていて、「發行
地(所)名」は「不明ナルモ著作署
所名ハ東京市豊島区池袋一ノ二番地
和歌山縣第二区選出代議士世耕弘

一」、「納本申報ノ區別」は「予め」納
本 申報」が印刷されていて「申報」
の上の部分に「神奈川縣」と記入さ
れて、「手配要領」は「神奈川」(括
弧内の人名は略す)「警視庁」(括弧
内の人名は略す)「和歌山」(括弧
内は未記入)「電報手配略」、「適用」
は「阿部内閣時代ニ政府不信ノ世耕
代議士ニ依リ秘密出版サレタモノト
認メラレ全面的ニ統制經濟共々節約



『昭和十五年度 単行本處分日誌 検閲課保管係』
国立公文書館所蔵(分類:返青・架架番号3A・15・
15-6-1)の表表紙

著者	世耕弘一
譯者	世耕弘一
題名	統制流行憂多
発行日附	不明
號數	第一號
處分月日	五月三十一日
型種	三五版
頁數	一六頁
處分種別	安寧風俗
發行地(所)名	不明ナルモ著作署所名ハ東京市豊島区池袋一ノ二番地和歌山縣第二区選出代議士世耕弘一
手配要領	予め納本申報ノ區別に「神奈川」(括弧内の人名は略す)「警視庁」(括弧内の人名は略す)「和歌山」(括弧内は未記入)「電報手配略」
適用	阿部内閣時代ニ政府不信ノ世耕代議士ニ依リ秘密出版サレタモノト認メラレ全面的ニ統制經濟共々節約
取扱者印	世耕弘一
起案月日	昭和十五年五月
統制流行憂多	七丁表冒頭部に記載されている

個人情報保護の観点からこの史料に記載され
ている個人名は判読出来ぬよう処理している。

『昭和十五年度 単行本處分日誌 検閲課保管係』国立公文書館所蔵の七丁表冒頭部

低物價政策等反対自由主義經濟謳歌
強調セル露骨極端ナル歌詞。」「取
扱者印」欄には取扱者の署名があり、
「起案月日」は未記入となっていて、
欄外上部に「寧(寧)」「寧」は赤色
スタンプ」とされている。

右の解説した記述に於ける注目す
べき点を列挙すれば、次の如くなる。
(a)本書は奥付を欠いていたようで、
従って「発行日附」は「不明」とさ
れていると想われるが、「諸事統制
廃止之事」が昭和十五年「一月十三
日削除」され、本書の「處分月日」
は「五月三十一日」となっているか
ら、本書の「発行日附」は当然この
間という事になろう。

(b)「處分種別」は「安寧 風俗」が
予め印刷されていて「風俗」が縦線
で消されているから「安寧」である。
(c)「納本申報ノ區別」は予め「納本
申報」が印刷されていて「申報」
の上の部分に「神奈川縣」と記入さ
れているから、具体的には当時の「神
奈川縣警察部」の「申報」という事
になり、検閲の為に「納本」とされ
ていない故に「秘密出版サレタモノ」
と断じられているのである。

(d)「手配要領」は「神奈川」「警視庁」
「和歌山」とあるので、警保局から「警
視庁」及び「神奈川縣警察部」・「和
歌山縣警察部」のみに手配が指示さ
れ、全国的に「電報」で手配される
事は略されたのであろうと判断され
る。

(e)「適用」欄に記入された文言は、
前掲のQ Bに掲載された文言と殆

ど同じ部分が有る事から、この史料こそがQ・Xに他ならず、それ故にこの史料の発見は極めて大きな意義が有ろう。

ここから判明するのは、次の通りである。「國家總動員法」を運用する企畫院による戦時統制体制の政策を批判する為に、世耕弘一先生は、昭和十五年一月十日発行の『立憲政友』第十號に「諸事統制廃止之事」を掲載したが、同月十二日に「國家總動員法ニ基テ現行統制經濟ヲ攻撃シタル全面的經濟統制反對論ナルガ、スル思想ノ宣傳ハ國策遂行上支障アルモノ」として、「國家總動員法」第二十條により同論説は「削除処分」とされ、その旨が警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾五號（昭和十五年二月）に掲載された。世耕弘一先生はその直後に「諸事統制廃止之事」と同じ内容の冊子『統制流行憂多』を刊行したが、神奈川県警察部が「納本」無しの「秘密」出版物として「申報」して、警保局から警視廳・神奈川県警察部・和歌山縣警察部に手配が指示され、『統制流行憂多』は昭和十五年五月三十一日に「安寧」紊乱の理由で「禁止」処分となり、その旨が警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾八號（昭和十五年六月）に掲載された。

本稿のこれまでの陳述から、精緻な史学理論を援用して、採取した一次史料を批判的に検討する事（史料批判「Quellenkritik」）により『統制流行憂多』の「禁止」処分の背景

及び経緯が明瞭になったと想われる。そして、これに基いて、『統制流行憂多』の持つ真の歴史的意義が甫て正確に認識される事になるのである。

注

- 1 本稿は、平成二十九年六月七日の本学建学史料室勉強会での報告を論文化したものである。
- 2 一般的政治情勢は、歴史学研究会編『日本史年表 増補版』（岩波書店 平成五年）、拙著『世耕弘一一人と時代』（東信堂 令和元年）等を参照し、これに依拠した。
- 3 栗屋憲太郎『昭和の政党』（岩波書店 平成十九年）三六七―三六八頁。
- 4 栗屋前掲書三六八頁。
- 5 栗屋前掲書三六八頁。
- 6 『政友』第四六三號「中島總裁推戴號」（立憲政友會會報局 昭和十四年六月一日発行）。この史料は、文献資料刊行会編のリップリント版（柏書房 昭和五十五年）五十六年）を閲覧して、これに依つた。以後、同断。
- 7 『政友』第四七八號「解党號」（立憲政友會會報局 昭和十五年九月一日発行）。
- 8 『立憲政友』第一號（昭和十四年五月二十日発行）。
- 9 『國家總動員法 法案の内容と解説 附・ドイツ國家總動員法』（銀座書房 昭和十三年）は、国立国会図書館所蔵本（特記）。
- 10 前掲書二頁。
- 11 前掲書三十四―三十五頁。
- 12 『官報 第三千四百四十五號（昭和十五年五月二十五日）』は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。
- 13 『政友』第四五九號（立憲政友會會報局 昭和十四年一月）五十八―六十頁。
- 14 橋川文三「革新官僚」（神島二郎編『権力の思想』筑摩書房 昭和四〇年）二五二―二五三頁。
- 15 前掲橋川文三「革新官僚」二五二―二五三頁。
- 16 『官報 第三千五百四號（昭和十五年五月十日）』は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。
- 17 『官報 第三千五百四號（昭和十五年五月十日）』は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。
- 18 前掲橋川文三「革新官僚」二五四―二五五頁。
- 19 『官報 第三千五百六號（昭和十五年五月十四日）』は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。
- 20 『官報 第三千二百一十一號（昭和十二年五月二十七日）』は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。
- 21 前掲橋川文三「革新官僚」二五六頁。企畫院及び官僚の「革新派」については、古川隆久『昭和一二―一四年の企畫院』『史学雑誌』第九十七卷第十号 山川出版社 昭和六十三年）も参照した。
- 22 警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾五號（昭和十五年二月）三十八頁。この史料は、リップリント版（不二出版株式会社 昭和五十七年）を閲覧して、これに依つた。
- 23 『官報 第三千七百一號（昭和十三年四月一日）』は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。
- 24 『官報 第三千六百一十七號（昭和十四年七月十八日）』は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。「國家總動員法」の制定や「價格等統制令」等の施行で戦時統制經濟を実施する為に特高警察の機能が強化されただけではなく、昭和十三年七月に警保局に「經濟保安課」が設けられ、各府県にも「經濟保安課」等が置かれ、昭和十五年迄に「經濟警察」が強化されていった（萩野富士夫『特高警察』岩波書店 平成二十四年）一二七―一二八頁）。
- 25 回想世耕弘一編纂委員會編『回想世耕弘一』（回想世耕弘一刊行会 昭和四十六年）二四三―二五〇頁。
- 26 警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾八號（昭和十五年六月）八二頁。この史料は、リップリント版（不二出版株式会社 昭和五十七年）を閲覧して、これに依つた。
- 27 近畿大学建学史料室所蔵
- 28 国立公文書館所蔵『昭和十五年度 単行本處分日誌 檢閲課保管係』（分類…返青、排架番号…3A・15・15-6-1）。

追記

本稿では近畿大学関係者のみは「先生」としたが、それ以外の人士については敬称を省いているので、この点は諒とされたい。

原典尊重の観点から引用史料の表

新刊書紹介



世耕弘一先生の生涯を、近現代史の流れに即して、数多の一次史料に語らしめた画期的な労作。

荒木康彦著

『世耕弘一―人と時代』

印刷・発行…

二〇一九年八月三一日

刊行…東信堂株式会社

版型…四六版

頁数…一八七頁

本書の「はしがき」によれば、市販されていない近畿大学附属高等学校(七校)及び近畿大学工業高等専

現・漢字は、原則として、そのままにしている。

個人情報保護の観点から、一部史料の人名は判読出来ぬように処理した。

門学校の自校教育の副読本『世耕弘一とその時代』(近畿大学附属高等学校特別推薦入学試験の受験選考方法検討委員会刊行・近畿大学管理部用度課出版印刷、二〇一五年四月二七日に印刷・発行)を基にして、それ以降に本広報誌に掲載された著者の論文での成果、近年著者が発見した数多の一次史料の厳密な批判的検討から得られた成果で補強して、『世耕弘一―人と時代』と改題して刊行されたのが、本書である。

本書では非常に明晰な文章で描かれる「歴史事実」に、逐一注が付けられて総計三六〇余に上り、典拠である数多の一次史料(貴重な原史料を含む)・文献がその都度挙げられている。そこから分かる様に、読者に提示されているのは、恰も無数のモザイク小片石から構成される大きなモザイク画の如き客観的な歴史像であり、決してデフォルメされた絵画の如き主観的な歴史像ではない。この点に、歴史家として重要な「知的誠実さ」を著者は堅持している事がよく表れている。

世耕弘一先生が政治家と大学人の両面を持つ事は周知の通りであり、

この両面で糾えられた縄のような形で生涯を貫いた先生が夫々の時代に真摯に対峙した姿を、即ち先生の「人と時代」を、次の如く三時期に分けて、本書は可能な限り一次史料に語らしめて描いている。

「第一部 おおいなる旅路」

出生(一八九三年)から留学の為にベルリン到着(一九二三年)までの時期

「第二部 ドイツ留学時代」

ベルリンでの活動開始(一九二三年)からベルリン出立(一九二七年)までの時期

「第三部 大学人として、政治家として」

帰国(一九二七年)から死去(一九六五年)までの時期

世耕弘一先生の「人と時代」が、即ち各時代の歴史的現実の只中に於ける先生の活動が一次史料を用いて「内在的」(immanent)理解で以て再現されているという意味では、本書は単なる伝記ではなくて、新たなジャンルの歴史書になっているとさえ言える。

第一部では、日本大学関係の多数の史料から世耕弘一先生の学生時代の実像が、外務省外交史料館所蔵の先生の旅券に関する史料から旅券申請の様子が、先生自身の回想と搭乘された伏見丸に関する客観的データから神戸からマルセイユまでの船旅の実像が、当時の欧州旅行案内書と欧州大陸の鉄道の時刻表からマルセイユからベル

リンまでの「鉄道の旅」が、生き生きと再現されている。第一部ではその他に、著者は「苦学」を取り扱った書籍の一八九三年から一九二二年の間の毎年の刊行数から「苦学」盛行の動態を析出して、世耕弘一先生の「学生車夫」としての「苦学」の時期は、「苦学」盛行のピークをなす一時期と合致すると指摘しているが、これは恠に瞠目に値する学術的成果である。

第二部は、世耕弘一先生が恩師の山岡萬之助(一八七六一―一九六八)先生宛にベルリンで発信した四通の非常に難解な書簡の解説・現代語訳文が、先ず提示されている。それらの重要な書簡は、山岡先生の子孫の方から学習院大学法学部に寄贈された約三、〇〇〇点の史料(同大学法学部・経済学部図書センターで「山岡萬之助関係文書」として整理・所蔵されている)の中で、著者が発見したものである。四通の書簡の内容が、当時ベルリンで刊行された旅行案内書・外務省外交史料館所蔵の一次史料・当時の他の日本人留学生の書簡や日記と、更に当時のドイツの政治や経済の一般的状況と摺り合せられ、従来殆ど未解明であった世耕弘一先生のドイツ留学の様子が実証的に考察され、ベルリンでの留学が先生に及ぼした影響の大きさが解明されている。しかも、この第二部で更に刮目に値するのは、著者がベルリンの州立中央図書館に所蔵されている『ベルリン住所録 一九二三